⑤ 区で在宅医療・介護連携を進めていくための予算及び事業実施計画の作成

事業実施にかかる経費については、健康局から各区に予算配付を行います。予算配付をするにあたり、事前に事業の予定を策定した「年間実施計画」を提出していただきます。「年間実施計画」は、区によって事業の取組内容や連携の進捗に違いがあるため、各区の取組内容を健康局において一元的に把握することができ、また予算の範囲内において区の実情に応じた計画的な予算配付及び執行管理ができます。

なお、事業の進捗や社会状況等により、年度途中に「年間実施計画」に修正・変更が出てきた場合には、速やかに健康局へご報告ください。

◆在宅医療・介護連携推進事業年間計画の例

旭区

区分	実施内容	1期			2期			3期			4期		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ア. 地域の医療・介護の資源の把握	・関係者向けリストの情報更新 ・マップナビ大阪周知												
イ. 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	区在宅医療・介護連携推進会議（コア会議） 区在宅医療・介護連携推進会議（親会議） 区在宅医療・介護連携推進会議（ﾜｰｷﾝｸﾞ）	旭区在宅医療・介護連携推進会議 ・コア会議（4月） （内容：各団体代表の顔合わせ及び推進会議の年間計画の検討） ・親会議（5月） （内容：年間計画の確認、ワーキングメンバーの選出） ・ワーキング（区民啓発）（偶数月） ・ワーキング（多職種研修）（奇数月）			・親会議（10月） （内容：市民向け講演会及び多職種研修の内容確認とワーキンググループの中間報告） ・ワーキング（10月） （内容：課題抽出と課題解消への検討）			・区民向け講演会実行委員会（11月～2月） ・多職種研修実行委員会（11月～12月）					
カ. 医療・介護関係者の研修	多職種研修会（主催分）	・多職種研修（親会議終了後）						・多職種研修（主催分）11月開催 ・多職種研修（親会議終了後）					
キ. 地域住民への普及啓発	住民向け講演会										・住民向け講演会開催		

城東区

区分	実施内容	1期			2期			3期			4期		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ア. 地域の医療・介護の資源の把握	関係者・住民向け連携マップ作成				・関係者及び住民向け連携マップ作成（9月）								
イ. 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	区在宅医療・介護連携推進会議（親会） 同　ワーキング	・区在宅医療・介護連携推進会議（4月）内容：年間計画の検討等 （5・6・7月）内容：取組進捗及び検討等 ・ワーキング（4・5・6・7月） 多職種連携ワーキング 区民啓発ワーキング			・区在宅医療・介護連携推進会議（9・10月）内容：取組進捗及び検討等 ・ワーキング（9・10月） 多職種連携ワーキング 区民啓発ワーキング			・区在宅医療・介護連携推進会議（11・1月）内容：取組進捗及び検討等 ・ワーキング（11・1月） 多職種連携ワーキング 区民啓発ワーキング			・区在宅医療・介護連携推進会議（2・3月）内容：今年度の取組振り返り及び来年度の計画検討等 ・ワーキング（2・3月） 多職種連携ワーキング 区民啓発ワーキング		
カ. 医療・介護関係者の研修	多職種研修会（主催分） 多職種研修会（共催分）	・多職種研修会（共催）（7月） 区内医療・介護関係者あて研修会案内送付（7月）			多職種研修会資料作成（10月） 区内医療・介護関係者あて研修会案内送付（10月）			・多職種研修会（主催）（11月）					
キ. 地域住民への普及啓発	住民向け講演会（2回） 住民向けリーフレット作成				・住民向け講演会（9月） ・住民向けリーフレット・ポスター作成（8月）（（仮）人生会議（ACP）について）			・講演会周知チラシ作成（1月）			・住民向け講演会（2月）		

（2）在宅医療・介護連携の課題抽出

在宅医療は、医師に加え、歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリ関係職種、栄養士等多くの職種によって提供されます。これに、介護支援専門員等の介護関係職種を加えた多職種による真に包括的なケアのための協働・連携の体制を整えることが必要です。

区の在宅医療・介護の現状を踏まえたうえで、**区役所が中心となり、**在宅医療・介護連携の課題を抽出し、対応策を検討するための医療の関係職種、介護事業者等の介護の関係職種が参画する会議（在宅医療・介護連携推進会議等）を開催します。

会議の開催にあたっては、既存の認知症施策等の会議体との関係性も十分考慮することが必要です。

◆在宅医療・介護連携推進会議構成委員の例

	構成委員の例
医療	医師会：会長、担当理事、事務長など
	歯科医師会：会長、担当理事、事務長など
	薬剤師会：会長、担当理事、事務長など
	訪問看護ステーション連絡会：代表など
	区内病院：医師、看護師、医療ソーシャルワーカー（地域医療連携室）など
	在宅医療・介護連携支援コーディネーター（市）
	在宅医療推進コーディネーター（府）
福祉・介護	地域包括支援センター：管理者など
	居宅介護支援事業者連絡会：代表など
	訪問介護事業所連絡会：代表など
	介護施設連絡会：代表など
	見守り相談室：福祉専門職ワーカー
地域	区社会福祉協議会：事務局長など　※地域の立場として参加
	生活支援コーディネーター
	民生委員児童委員協議会：会長、副会長など
	地域振興会、地域女性団体協議会、老人クラブ連合会など
行政	区役所：区長、副区長、事務（保健、福祉・介護、市民協働担当）、保健師（地域保健活動、福祉・介護担当）、管理医師など

◆区における会議体の実例

課題や対応策についての検討の結果、それぞれの項目について更なる検討が必要となる場合は、部会やワーキンググループを設置し、実務者レベルで協議するなど、多層構造の会議体にすることも有効です。

【会議の組織図】

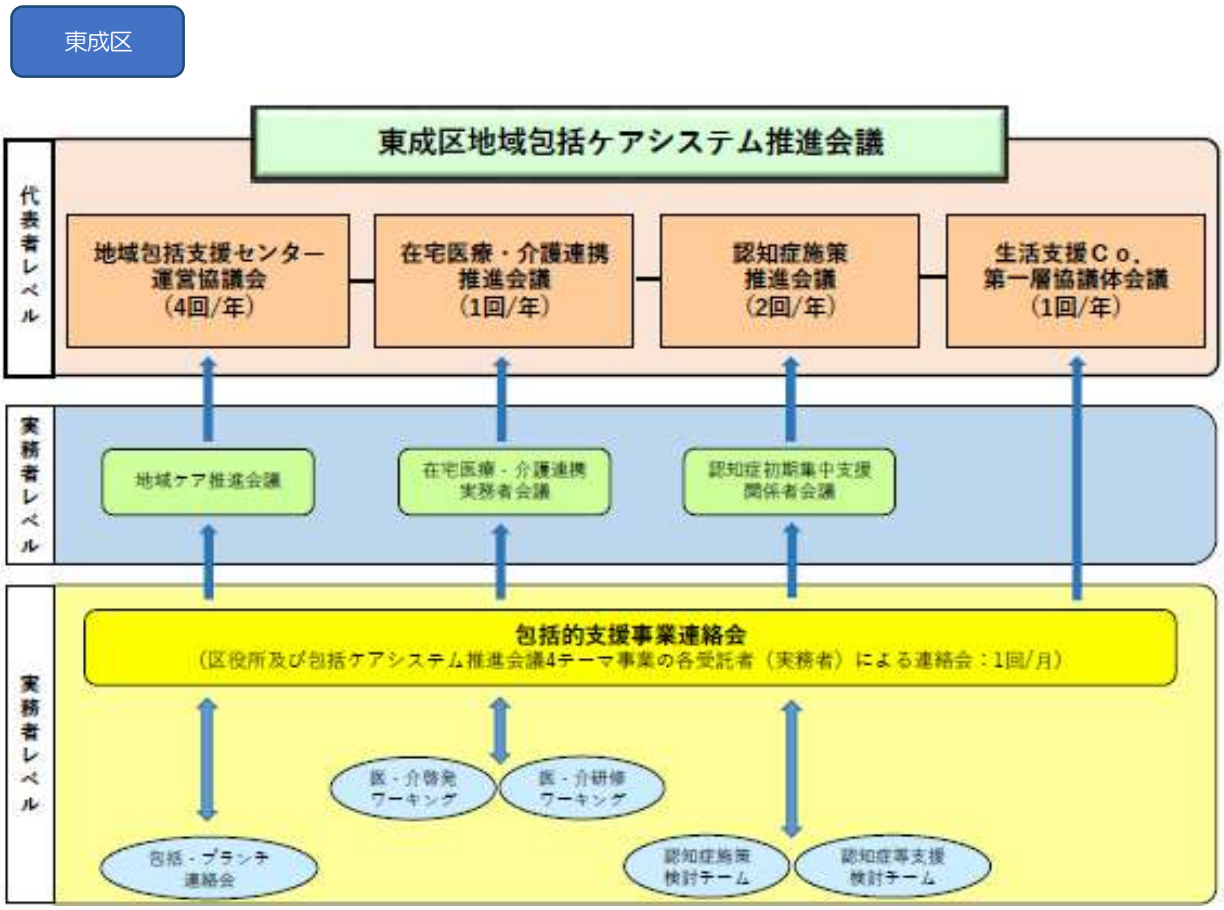

◆在宅医療・介護連携推進会議

【具体的な進め方の例】

<table>
<tr><th>①会議等での議題や情報提供</th><th>②会議の中で出てきた課題等</th><th>③解決に向けた取組みなど</th><th>④対応する事業項目</th></tr>
<tr><td>・区民へのアンケート調査</td><td rowspan="2">区民の在宅での看取りに対する認識が不十分</td><td>区民向けリーフレットの作成</td><td rowspan="2">［地域住民への普及啓発］</td></tr>
<tr><td>・在宅（自宅）での看取り件数</td><td>区民向け講演会の実施</td></tr>
<tr><td rowspan="2">・大阪市高齢者実態調査より
・医療・介護関係機関への聞き取り等</td><td>・医師や看護師の介護に関する理解が難しい
・ヘルパーやケアマネなどの介護職員の医療に関する理解が難しい</td><td>多職種研修会の実施など</td><td>［医療・介護関係者の研修］</td></tr>
<tr><td>医療・介護関係者のスムーズな連携のためのリストが欲しい</td><td>関係者向けのリストの作成</td><td>［地域の医療・介護の資源の把握］</td></tr>
<tr><td>・基礎データ
（地域の統計データ）</td><td>・高齢者人口に対して在宅医が少ない
・訪問看護事業所が少ない
・訪問診療の区内完結率が低い</td><td>バックアップ体制の検討(在宅医療・介護連携支援コーディネーターとの連携)</td><td>［切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進］</td></tr>
</table>

※会議等で提供する情報については、すべてを新たに調査するのではなく、すでに収集・公表されているデータを有効活用することも重要です。

ポイント

- ○　本事業を進めていくには、特に地区医師会との連携が非常に重要です。医師会のこれまでの取組みや実績等を配慮し、担当理事や事務局と信頼関係を築いていくためには、会いに行くことで「顔の見える関係」づくりが大切です。
- ○　医療・介護関係者からの連携に関する相談を受け、実態把握に努めている在宅医療・介護連携支援コーディネーターや受託法人とも連携を図ります。
- ○　事業をすすめていくには、区役所内の医師、保健師、栄養士等の専門職とも連携を図り、必要に応じて協力・参画してもらいましょう。
- ○　大阪市介護保険事業計画や大阪府医療計画（地域医療構想）についてもよく理解しておくことが必要です。

（３）地域住民への普及啓発

地域の在宅医療・介護連携を推進するには、医療・介護関係の多職種の連携だけでなく、区民自身が医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるようにすることも重要です。そのため、区民に対して在宅医療や介護の現状を知ってもらい、理解を深める啓発を検討します。また、協力者を育てる視点でのアプローチとして、各種団体に出向いた説明会の実施や健康講座の活用などが考えられます。

目的を定めたうえで、区の推進会議等で啓発方法や内容について、医療・介護関係者等と十分検討することが重要です。

目指す理想像（目的）

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる

目指す理想像に近づけるために・・・

◆自区のデータやアンケート結果などを基に個別のテーマを考えていく

- 在宅で受けることのできるサービスについて
- ACP・人生会議、看取りについて
- 意思決定支援について
- エンディングノートの作成について
- 在宅歯科診療について
- 訪問看護の役割について

ＡＣＰ（人生会議）とは…
もしもの時のために、自らが望む医療や介護について自分自身で前もって考え、周囲の信頼する人達と前もって話し合い、共有すること。

【啓発の例】

- 区の特性に応じたリーフレットを作成する
- 医療・介護の資源を掲載したマップを作成する
- 区の広報誌やホームページに掲載する
- 区の発信している SNS 等も活用する
- 区民向けの講演会やシンポジウムを開催する
- 健康展や区民まつりなど区のイベント（行事）で周知する
- 地域健康講座の健康教育として実施する
- 推進会議の委員の所属機関の行う事業などにおいて周知をする
- 老人クラブ、町会の会合等に出向いた小規模な講演会等を実施する
- 地域包括支援センター・校区単位での講座等も活用する
- 既存の任意団体（民生委員児童委員協議会、食生活改善推進協議会、健康づくり推進協議会等）の活動の一貫として共同で啓発を行う

・今回、国の手引きの改訂における事業の見直しにおいて、最近の動向である**「看取り」**や**「認知症への取組みの強化」**の観点を踏まえることが盛り込まれています。
・区民への在宅医療や介護に関する普及啓発を検討する際は、近年の動向等を注視しながら、目的を明確にすることも必要です。
・高齢期になると、加齢に伴う心身機能の衰えから、日常生活において医療や介護が必要になることがあり、在宅療養者の生活の場で、医療と介護を一体的に提供するためには、高齢者のライフサイクルを意識したうえで、医療と介護が主に共通する４つの場面「日常の療養支援」「入退院支援」「急変時の対応」「看取り」を意識した取組みが必要です。

«　４つの場面について　»

（参考）各区の住民向け講演会等の実施について（看取り・認知症への対応関連）

・「これからの ACP を考えよう」（港区）
・「じぶんのこと・おやのことフォーラム」（大正区）
・「自分の最期は自分で決めよう」（西淀川区）
・「認知症の予防・理解、在宅医療と人生会議」（東成区）
・「認知症と在宅支援について」（生野区）
・「ご存じですか？在宅医療」（平野区）
・「住み慣れたまちで自分らしい最期を迎えるために」（西成区）

◆「看取り」や「認知症への対応」関連の例

淀川区

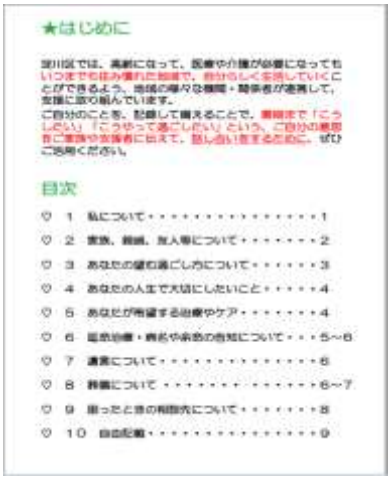

生野区

旭区

◆広報紙の例

西区

西淀川区

東淀川区

平野区

◆区のリーフレットや医療・介護資源等マップの例

中央区

西淀川区

東淀川区

（４）医療・介護関係者の多職種研修

医療と介護は、それぞれを支える保険制度が異なることなどにより、多職種間の相互の理解や、情報共有が十分にできていないなどの課題があります。このため、多職種の連携を実現するためのグループワーク等の研修を通じて、地域の医療・介護関係者が、お互いの業務の内容を知り、忌憚のない意見交換ができる関係を構築するなど、現場レベルでの医療と介護の連携が促進されるような研修を提供することが重要です。

また、他の地域支援事業に基づく事業(認知症施策等)等、在宅医療・介護連携推進事業の担当部署以外で同様の研修が実施されていないかを確認し、効率的に開催する必要があります。

新規で在宅医療・介護連携に関する研修を企画する前に、地域で行われている既存の研修についての情報を収集し、活用していくことを検討します。

さらに、関係団体が実施する研修について他の関係団体への周知に協力する等、適宜、多職種研修の方法を検討します。（関係機関が既存で実施している研修の整理は研修実施までの過程であるため、整理だけでは実施したことになりません）

研修を実施するうえで、推進会議や医療・介護関係者へヒアリング等を実施してニーズを把握し、目的を決めて、企画します。できれば、区内関係団体に協力や共催を依頼し、内容・講師を決定します。

【研修の形態の例】

・各職種が連携するためのグループワーク等を活用した研修
・医療・介護関係者に対する研修
・地域の医療・介護関係者による同行訪問研修
・多職種連携が必要な事例検討による研修

高齢者実態調査、区民アンケート、多職種研修、在宅医療・介護連携支援コーディネーター、医師会、介護支援専門員（ケアマネ）協会などが実施したアンケート結果等を参考にして検討することも有効です。

【研修の内容の例】

・多職種間（特に医療側と介護側）の相互理解や情報共有が十分にできていないという課題を解決するため、共通の課題や困難な状況をお互いが理解し合うためのグループワークを実施
・介護支援専門員（ケアマネジャー）の医療に対する理解を深めてもらうための、在宅医療（医療機関の現状、予防医学、栄養管理、在宅医療を受ける患者・利用者に必要な医療処置や療養上の注意点等）に関する研修
・開業医や訪問看護師に対する介護の知識（介護保険サービスの種類と内容、介護支援専門員の業務、地域包括ケアの取組みや地域ケア会議など）を深めてもらうための研修

ポイント

○　多職種研修や区民啓発等は事業の取組項目の１つではありますが、区役所だけで行うのではなく、医療・介護関係者や在宅医療・介護連携支援コーディネーターと話し合いを行い、検討を重ねる過程が信頼関係を築くことにつながります。開催や成果物の完成までの過程も重要です。
○　必要に応じて、区役所内の専門職にも協力依頼することも検討します。
○　看取りやACP、認知症への取組み等に関する内容については、地域住民への普及啓発と同様に医療・介護関係者への研修の必要性も検討しましょう。

第３章　在宅医療・介護連携支援コーディネーターとの連携

『在宅医療･介護連携相談支援室』の事業内容

1　相談窓口の設置･運営

専用回線を設置し、ホームページへの掲載やリーフレット等の作成などにより、地域の医療･介護関係者に対して、相談窓口についての周知を図る

2　在宅医療･介護連携支援コーディネーターの配置

コーディネーターは、以下のいずれかの要件を満たす専門職を最低1名配置する

（ア）保健師、看護師などの医療に関する国家資格を有する者で、地域において訪問看護及び保健福祉に関する相談等の実務経験を有する者

（イ）医療ソーシャルワーカー業務指針「厚生労働省健康局長通知（平成 14 年 11 月 29 日健康発第 1129001 号）」に基づく実務経験 1 年以上を有する者

（ウ）介護支援専門員資格をもつなど介護に関する知識を有し、保健福祉に関する相談などの実務経験 1 年以上を有する者

3　相談に対する支援

相談に対応するために必要な医療機関や介護サービス事業所等についての情報を収集

4　切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築に向けた推進

地域の医療･介護関係者の協力を得ながら、在宅医療と介護が切れ目なく提供される体制の構築をめざした具体的取組みの推進を行う

5　医療･介護関係者間の情報共有の支援

医療･介護関係者間の速やかな情報共有が行えるよう、情報共有のための様式を含めたマニュアル等を整備

6　関係機関等との連携強化

本市（局･区）が開催する在宅医療･介護連携推進に係る会議･研修･普及啓発に対して参加･協力を行う

地域包括支援センターなどが開催する地域ケア会議等（在宅医療･介護連携推進に関する事項）に出席し、助言や情報提供を行う

※詳細については、在宅医療･介護連携支援コーディネーター手引き書参照

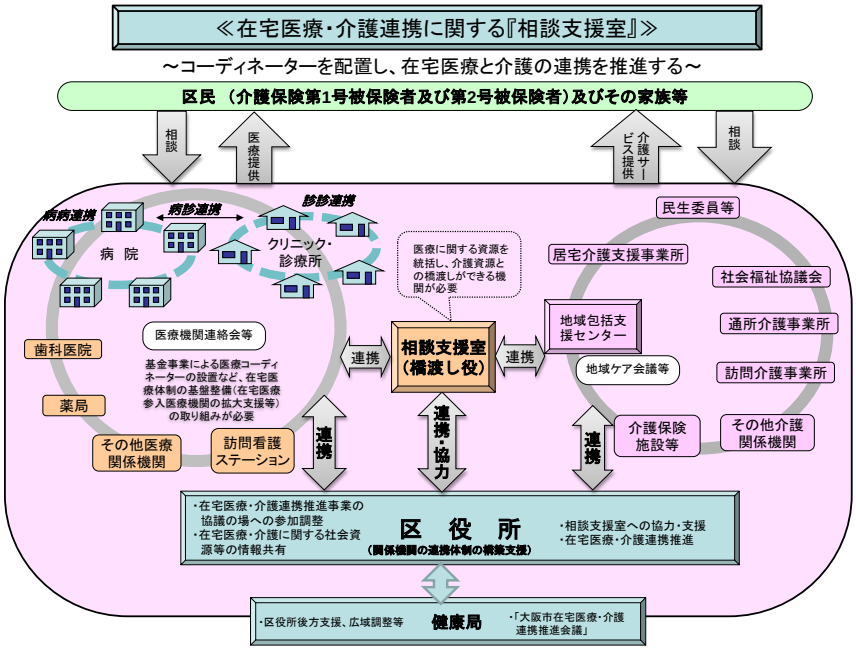

ポイント

○　『在宅医療・介護連携支援コーディネーター』と『区役所実務者』とで定期的に連絡会等を行い、事業の推進における取組みや課題などを共有します。（会議としての位置づけでなく、情報交換する場で良い）。

○　区役所や相談支援室が各々把握している区の医療・介護に関する社会資源の情報を共有します。

○　事業を展開する中で課題を明確にし、認識を共有したうえで進めていきます。